

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H29. 8. 7	H29. 9. 1	標準宅地番号04-013、04-015、04-329の鑑定評価書 04-013及び04-329については、平成21・平成24・平成27基準年度のもの。 04-015については、平成27基準年度のもの。	28	1														(1) 不動産鑑定士の印影及び不動産鑑定業者の印影 公にすることにより、偽造される等、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産を脅かす恐れがあるため。(4号該当) (2) 「鑑定評価額の決定の理由の要旨(その1)」の地積及び取引時点 不動産登記簿や住宅地図等の突合により取引事例地が特定されるおそれがあり、次の非開示条項に該当するため。 ア 公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。(2号該当) イ 公にすることで、取引当事者の法人の財産状況が明らかになり、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。(3号該当) ウ 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。 これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。(6号該当)	千代田都税事務所固定資産税課
2	H29. 9. 6	H29. 9. 20	標準宅地番号14-003及び14-011に関する平成24・平成27基準年度の鑑定評価書	16	1														(1) 不動産鑑定士の印影及び不動産鑑定業者の印影 公にすることにより、偽造される等、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産を脅かす恐れがあるため。(4号該当) (2) 「鑑定評価額の決定の理由の要旨(その1)」の地積及び取引時点 不動産登記簿や住宅地図等の突合により取引事例地が特定されるおそれがあり、次の非開示条項に該当するため。 ア 公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。(2号該当) イ 公にすることで、取引当事者の法人の財産状況が明らかになり、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。(3号該当) ウ 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。 これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。(6号該当)	世田谷都税事務所固定資産評価課
3	H29. 9. 9	H29. 9. 21	主税局出先事務所で、喫煙所以外での喫煙を禁止した規則、通達																主税局において当該公文書は作成しておらず、存在しないため	総務部総務課
4	H29. 9. 10	H29. 9. 21	主税局の出先事務所への来庁者に適用される規則で、喫煙場所以外での喫煙を禁止したもの																主税局において当該公文書は作成しておらず、存在しないため	総務部総務課
5	H29. 9. 16	H29. 9. 27	主税局大田都税事務所に勤務する職員に適用される勤務条件に関する規定、通達等で、宗教行事参加の職務命令を拒否することが自由であることが記載されているもの																請求に係る公文書については、作成しておらず、存在しないため	総務部職員課
6	H29. 9. 16	H29. 9. 27	主税局大田都税事務所に勤務する職員に適用される勤務条件に関する規定、通達等で、宗教行事への参加命令に対する拒否が懲戒処分の対象にならないことが記載されているもの																請求に係る公文書については、作成しておらず、存在しないため	総務部職員課
7	H29. 9. 16	H29. 9. 27	主税局大田都税事務所に勤務する職員に適用される勤務条件に関する規定、通達等で、職員の宗教行事への参加が職務内容に含まれていないことが記載されているもの																請求に係る公文書については、作成しておらず、存在しないため	総務部職員課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	H29.9.16	H29.9.27	主税局大田都税務所に勤務する職員に適用される規則、通達等で、他の職員に憲法20条に違反した宗教行事へ参加をさせることや参加を求めることを禁止したもの					1											請求に係る公文書については、作成しておらず、存在しないため	総務部職員課
9	H29.9.16	H29.9.27	主税局大田都税務所に勤務する職員に適用される規則、通達等で、他の職員に意に反した宗教行事の参加をさせることや求めることを禁止したもの					1											請求に係る公文書については、作成しておらず、存在しないため	総務部職員課
10	H29.9.18	H29.9.27	職員が宗教的行事等に参加する場合の取り扱いについての主税局職員団体との合意に関する文書					1											当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	総務部総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。